

鶴岡市建設工事「週休2日（4週8休現場閉所）確保工事」実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、市が発注する建設工事の工事現場において、週休2日（4週8休現場閉所）を確保する工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（5）発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

（6）受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注形式

（対象工事及び発注方式）

第3条 市が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とするが、次の各号に該当する工事を除くものとする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式とする。

（1）施設改修工事等で施工時期又は完成時期の制約がある工事

（2）自然条件等により施工時期が限られている工事

（3）緊急により早急に工事を完成する必要のある工事

（4）工期が30日未満の工事

（5）その他の都合により週休2日とすることが困難な工事

2 発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望型で発注することができる。

(取扱い等)

第4条 発注者は、入札公告（指名競争入札の場合は、指名通知書）及び特記仕様書等に当該工事が週休2日確保工事である旨及び発注型式を記載するものとする。

2 受注者希望型について、受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて、発注者と協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは課さない。

3 週休2日確保工事は、当該工事に係る下請企業の労働者についても適用することとする。

4 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事打合せ簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日を確保する工程表を作成し、発注者と協議するものとする。

5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第24条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。

7 受注者は、工事が完成したときは、「週休2日（4週8休現場閉所）実施報告書」（様式1）により施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を報告すること。報告にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表
- (2) 現場閉所の状況がわかる作業日報等の書類

(その他)

第5条 発注者は、前条7項の協議により週休2日の実施が確認された場合は別紙1「週休2日確保（4週8休現場閉所）工事における経費の補正について」に基づき、最終契約変更時に経費の補正を行うものとする。

2 発注者は、週休2日の実施状況を確認し、別紙2「週休2日（4週8休現場閉所）確保工事における工事成績評定の取扱いについて」に基づき工事成績評定の工程管理の項目において評価するものとする。

3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3「週休2日（4週8休現場閉所）確保工事における工期の考え方について」に基づくものとする。

(アンケートの実施)

第6条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケート等を行う場合は協力するものとする。

2 受注者は、下請企業に対して発注者がアンケート等を行う場合は協力するように周知するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

週休 2 日（4 週 8 休現場閉所）確保工事における工事費の積算について

1 積算方法等

現場の閉所状況が 4 週 8 休以上と認められる場合は、積算方法毎に次のとおり経費を補正するものとする。

1) 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、達成率に応じて下記のとおり積算するものとする。

①積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

②市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキング工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付法砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植栽	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02

薄層カラー舗装工		1. 0 1
グルーピング工		1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 2
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1

③土木工事標準単価方式

物価資料に掲載する補正後の単価を基に積算するものとする。

2) 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和2年6月23日付け(国営積第4号))を準用し積算するものとする。

2 当初(発注)時の積算

(1) 発注者指定型

4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更(精算)時の積算

発注型式によらず現場閉所の実施状況に応じて経費の補正を行う。

(1) 現場閉所の確認等

閉所実績が記載された工程表及び作業日報等(休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。)について、受注者から提出を求め「週休2日(4週8休現場閉所)実施報告書」(様式1)により現場閉所の状況を確認する。

(2) 経費の補正

現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

①発注者指定型

4週8休以上が確保されなかった場合は経費の減額補正を行う。

②受注者希望型

4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。)については、経費の補正の対象としない。

週休 2 日（4 週 8 休現場閉所）確保工事における 工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事の対象とした工事について、現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合は、以下のとおり工事成績評定における評価を行う。

なお、発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点は行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（週休 2 日制の確保を行っている。）」

(2) 監督員の 5. 創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

- ・「その他（週休 2 日の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

- ・「休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。」
- ・「その他（現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。）」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。

週休 2 日（4 週 8 休現場閉所）確保工事における工期の考え方について

1 週休 2 日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「4 週 8 休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工事の始期日」から「施工開始日」までをいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工事の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
- (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできる。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
 ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議による。
- (8) 仮に 1 箇月単位で 4 週 8 休を実現しなくても、対象期間内で 8 日 / 28 日以上を閉所していれば、週休 2 日として扱う。

2 設計変更のタイミング

受注者が週休 2 日確保工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行うが、週休 2 日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとする。

(様式1)

年 月 日

鶴岡市長 様

(受注者) 住 所

名 称

代表者

㊟

週休2日（4週8休現場閉所）実施報告書

建設工事「週休2日（4週8休現場閉所）確保工事」の実施について、以下のとおり報告します。

工 事 名				
工 期	年 月 日から 年 月 日まで			
現場着手日	年 月 日			
工事完成日	年 月 日			
現場閉所実績	工 事 期 間	総日数のうち	総日数のうち	現場閉所日数
	総 日 数	対象外期間	対象期間 (A)	(B)
	日	日	日	日
	現場閉所率 (B) / (A) = % 【4週8休以上：28.5% (8/28) 以上】			
添 付 書 類	(1) 振替休日が反映された工程表 (2) 現場閉所の状況がわかる作業日報等の書類			